

消費生活センターだより

暮らしのスクラム



## 健康食品の送りつけ商法にご注意！

注文していない健康食品などを代金引換で消費者宅に一方的に送りつける、送りつけ商法に関するトラブルの相談が寄せられています。

### 【ケース①】

「注文を受けていた健康食品を送ります」という電話がかかってきた。全く心当たりがなかったので、「頼んでいない」と断ったところ、「自分で注文しておいて、それは通用しない。裁判するぞ！」などと強い口調で言われ怖い思いをした。



### 【ケース②】

突然知らない男性から「注文のあった健康食品を送る」と電話があった。家族の誰かが注文したのだと思い承諾し、代引で受け取った。後で家族に確認したが、誰も注文していなかった。



- ⚠ 契約していない場合は、商品を受け取る必要も、代金を支払う必要もありません。
- ⚠ 断ったのに一方的に商品を送りつけられた場合は、業者の連絡先をメモし、代金を支払わず、受け取りを拒否しましょう。
- ⚠ 電話で勧誘され、断り切れずに承諾した場合でも、契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフ（無条件解約）できます。

こんなとき  
どうしたら？



発行：東大阪市立消費生活センター

電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください！

## 消費生活センターの**多重債務相談**をご利用ください！

「借金のための借金を重ねている...」  
「複数のサウ金業者から借金をしている...」  
「家族が多額の借金を抱えてるが...」



借金問題は必ず解決できます！  
**消費生活センター**にご連絡ください。

### 《消費生活センターでの**多重債務無料法律相談**》

- ・司法書士による相談 毎月第2火曜日 午前10時～12時
- ・弁護士による相談 毎月第4火曜日 午後1時～4時
- ・相談時間 1人30分以内
- ・場所 東大阪市立消費生活センター

※他の相談機関の案内もできますので、お問い合わせください。

### 消費生活センターご案内

〈消費生活相談窓口は〉

- 電話：072-965-0102
- 受付：午前9:30～午後4:00まで  
(土・日・祝日を除く)  
※ 来所相談の場合は、事前に電話予約してください。

#### ● 交通

近鉄奈良線若江岩田駅下車 徒歩5分

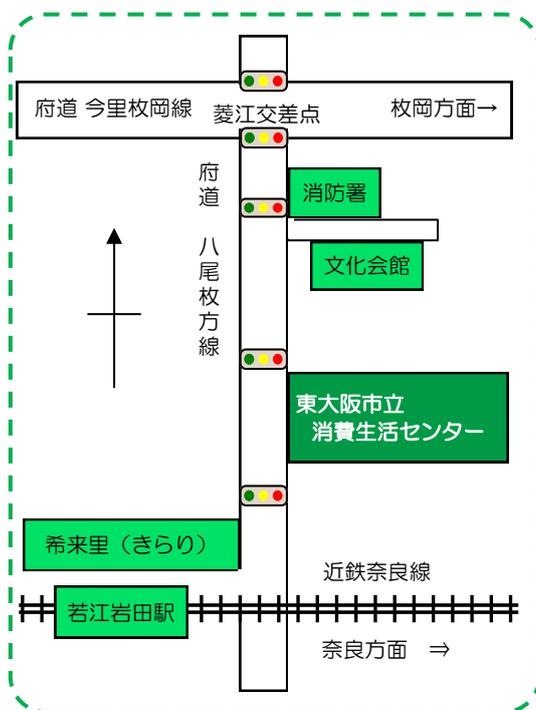
〒578-0941 東大阪市岩田町5丁目7番36号

東大阪市立消費生活センター

TEL 072-965-6002 (事務所)

FAX 072-962-9385

開館時間 午前9時から午後5時30分まで



## … 相談窓口ではこんなことをしています …

- ◆ 自主交渉の助言 消費者がご自分で解決できる方法を助言します
- ◆ 苦情処理の斡旋 契約に問題があれば、必要に応じて事業者とのあっせんをいたします
- ◆ 専門機関の紹介 センターでお受けできない相談は専門機関へのご紹介をいたします
- ◆ 消費生活にかかわる情報提供など

### ★消費生活センターでお受けできない相談

- ・ 事業者からの相談
- ・ 個人間のトラブル
- ・ 行政への苦情
- ・ 損害賠償の請求



〈土曜・日曜の相談窓口〉

土曜日…(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 ☎06-4790-8110

日曜日…(社)全国消費生活相談員協会 ☎06-6203-7650